

川口総合文化センター・リリアの催し広場に係るネーミングライツ パートナー審査基準

川口総合文化センター・リリアの催し広場に係るネーミングライツパートナー優先交渉権者の決定に際し、提出書類に基づき、川口市広告審査委員会が以下の基準により、審査を行う。

1 応募資格等審査

申請書類を受理された者が、川口総合文化センター・リリアの催し広場に係るネーミングライツパートナー募集要項（以下「募集要項」という。）の「9 応募資格」の資格要件を満たしていること及び提案された内容が募集要項の「7 愛称の条件」を満たしているかを確認する。

応募資格等を満たしていないと判断された場合は失格となる。

2 応募内容等審査

各審査委員は、本基準の「1 応募資格等審査」の結果、応募資格を満たしていると判断された応募者を対象に、以下により審査を行う。

（1）審査項目及び配点

審査項目	評価内容	配点
契約期間	応募者中、契約期間（月数）が最長である者を1位とし、配点の満点である10点を付与する。 他の応募者の得点は、1位の月数を用いて、算定式により算出する。	10点
命名権料	応募者中、応募金額（年額）が最高である者を1位とし、配点の満点である15点を付与する。 他の応募者の得点は、1位の金額を用いて、算定式により算出する。	15点
応募団体	財務状況から経営の安定性・継続性があり支払能力があるか	10点
	地域貢献や文化に対する支援の実績があるか	15点
愛称	市民に親しみやすく、分かりやすく、呼びやすいか	10点
	施設の管理運営に支障が生じないか	10点
	施設のイメージ向上に繋がるか	15点
	応募の趣旨や希望愛称の理由が施設の理念、事業内容と整合性があるか	15点
合計		100点

(2) 配点基準

ア 契約期間

算定式 得点 = 10点 × 当該申請契約月数 / 最長申請契約月数

(算出例：応募者が複数の場合)

A者：申請契約月数72月（応募者のうち最長期間） 得点10点

B者：申請契約月数60月 得点 $10点 \times 60月 / 72月 = 8.3点 \rightleftharpoons 8点$

※小数点以下第1位を四捨五入して算出

イ 命名権料

算定式 得点 = 15点 × 当該応募金額（年額） / 最高応募金額（年額）

(算出例：応募者が複数の場合)

A者：応募金額 150万円（応募者のうち最高金額） 得点15点

B者：応募金額 80万円

得点 $15点 \times 80万円 / 150万円 = 8点$

※小数点以下第1位を四捨五入して算出

ウ 応募団体

(配点15点の場合)

評価	内容	算出方法	得点
A	特に優れている	15点 × 1.0	15点
B	優れている	15点 × 0.8	12点
C	標準	15点 × 0.6	9点
D	やや劣る	15点 × 0.4	6点
E	非常に劣る	15点 × 0.2	3点

(配点10点の場合)

評価	内容	算出方法	得点
A	特に優れている	10点 × 1.0	10点
B	優れている	10点 × 0.8	8点
C	標準	10点 × 0.6	6点
D	やや劣る	10点 × 0.4	4点
E	非常に劣る	10点 × 0.2	2点

エ 愛称

(配点15点の場合)

評価	内容	算出方法	得点
A	特に優れている	15点×1.0	15点
B	優れている	15点×0.8	12点
C	標準	15点×0.6	9点
D	やや劣る	15点×0.4	6点
E	非常に劣る	15点×0.2	3点

(配点10点の場合)

評価	内容	算出方法	得点
A	特に優れている	10点×1.0	10点
B	優れている	10点×0.8	8点
C	標準	10点×0.6	6点
D	やや劣る	10点×0.4	4点
E	非常に劣る	10点×0.2	2点

(3) 集計方法

ア 審査項目のうち「応募団体」及び「愛称」について、全審査委員の得点を平均する。

※得点は、小数第2以下を四捨五入し、小数第1位まで算定する。

イ 応募者毎に全ての審査項目点数を合算し、最高得点の応募者を優先交渉権者とする。

※最高得点の応募者が2者以上いる場合、「命名権料」の高い応募者を優先交渉権者とし、更に同じ得点の応募者がいる場合は、「契約期間」、「応募団体の適正」の順に得点の高い応募者を優先交渉権者とする。また、この場合においてもなお同じ得点の場合は、応募申請書を先に市に提出したもの、更に同じ場合は抽選により決定する。

ウ 上記イによって優先交渉権者を決定した際、次に得点が高かった応募者を次点交渉権者とする。

(4) 失格条件

以下の条件を1つでも満たす場合、失格とする。

ア 審査期間中に、応募資格を失した場合

イ 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合

ウ 「応募団体」又は「愛称」のいずれかの得点が配点の40%以下の場合

エ 上記（３）イの合算が６０点に満たない場合